

平成 25 年 5 月

受益者の皆様へ

三菱UFJ 投信株式会社

「ファンド・マネジャー（新興国債券）」繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者の皆様にご投資いただいております「ファンド・マネジャー（新興国債券）」は、平成 25 年 6 月 25 日（火）をもちまして、繰上償還を実施させていただき予定でおります。この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

なお、本繰上償還に対して賛成のお客様は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

平成 19 年 10 月に設定いたしました「ファンド・マネジャー（新興国債券）」（以下、本件ファンドといたします。）は、純資産残高が著しく減少しており、純資産総額が投資信託約款第 37 条第 8 項に定められた純資産総額（20 億円）を下回っております（平成 25 年 3 月 29 日現在、8,015,883 円）。弊社といたしましては、上記の事情を勘案し、このまま運用を継続するよりは、繰上償還を選択することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還に係る書面決議の日程および手続き

(1) 今後の日程

①議決権行使書面受付期限	<u>平成25年5月30日(木)の弊社到着分までを有効とさせていただきます。</u>
② 書面による決議の日 (繰上償還の可否が決定される日)	平成25年5月30日(木)
③ 繰上償還予定日	平成25年6月25日(火)

(2) 書面決議の手続き

本書面による議決権の行使については、平成25年4月30日(火)時点の受益者の方を対象としております。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は賛成するものとさせていただきますので、**本繰上償還に賛成の場合は、特に必要なお手続きはございません。**

(3) 繰上償還の実施

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成25年6月25日(火)をもって本ファンドを繰上償還します。償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払いする予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

また、上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、本ファンドの繰上償還の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続とする旨を本決議後に、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

(4) 繰上償還決定から償還までの運用について

繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなる点にご留意ください。

3. 書面決議の方法

本状に同封しました「議決権行使書面」に本ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成25年5月30日（木）までに下記の宛先にご郵送下さい。平成25年5月30日（木）の弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は賛成するものとさせていただきますので、本繰上償還に賛成されるお客様は、お手続きの必要はございません。

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部 繰上償還担当宛

【ご注意事項】

同一の受益者の方が繰上償還につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。

※この議決権行使書面にて知りえた個人情報、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条および第18条、第20条に規定する書面による決議を行うために利用し、他の目的には使用しません。また、取得した個人情報は委託会社（弊社）および販売会社において共有いたします。

4. 反対受益者の買取請求手続き

本決議が可決された場合には、繰上償還に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社である三菱UFJ信託銀行（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行）に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

※本書に記載の「買取請求」とは、この繰上償還に反対されたお客さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※議決権行使の賛否にかかわらず、お取引の販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

（1）買取請求期間

平成25年5月31日（金）から平成25年6月19日（水）まで

（2）買取請求の手順

- ① 繰上償還に反対した受益者の方に、弊社からご案内及び「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。
- ② 買取請求を希望される受益者の方は、「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共に取扱販売会社の取引店へご提出下さい。(取扱販売会社では、当該書類を三菱UFJ投信を経由し三菱UFJ信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行)へ送付します)
- ③ 三菱UFJ信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行)が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。
- ④ 買取代金は、日本マスタートラスト信託銀行から買取請求を申し込まれたお客さまのご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、振込手数料については買取請求を申し込まれたお客さまのご負担とし、買取代金より差引かせていただきます。
- ⑤ 買取完了後、日本マスタートラスト信託銀行より、「投資信託取引報告書(買取計算書)」を買取請求を申し込まれたお客さまへご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、本件ファンドの繰上償還に対して反対した受益者の方が、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託会社である三菱UFJ信託銀行(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行)に対して行うものであり、お取引の販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、買取請求を申し込まれたお客さまの有する受益権の公正な価額となります。本件ファンドにおいては、日本マスタートラスト信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額(当該日の基準価額)とさせていただきます。

(5) ご留意点

上記諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますので予めご了承下さい。また、繰上償還に対して反対した受益者の方でも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご留意

下さい。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、三菱UFJ信託銀行（日本マスタートラスト信託銀行）ならびに三菱UFJ投信の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、三菱UFJ信託銀行（日本マスタートラスト信託銀行）ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先：三菱UFJ投信株式会社
コールセンター 0120-548066（土日祝日を除く9：00～17：00）